協議第9号(継続協議)

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成14年12月27日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 会長 伊藤宏太郎

記

慣行の取扱いについて

- 1 市章については、合併後新たに定める。
- 2 市民憲章については、合併後新たに定める。
- 3 市の木、花については、合併後新たに定める。市の鳥、色については、 合併後必要に応じて定める。
- 4 市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については、地域の愛唱歌として伝承していく。
- 5 都市宣言等については、合併後調整する。

付属資料P.4~6参照

協議第9号(継続協議)

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成14年12月27日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 会長 伊藤宏太郎

記

慣行の取扱いについて

- 1 市章については、合併後新たに定める。
- 2 市民憲章については、合併後新たに定める。
- 3 市の木、花については、合併後新たに定める。市の鳥、色については、 合併後必要に応じて定める。
- 4 市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については、地域の愛唱歌として伝承していく。
- 5 都市宣言等については、合併後調整する。

付属資料P.4~6参照

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	慣行の取扱い		細項	目						
事務事業名			専門部会	名 総務部会	分 科 会	名 総務分科会				
調整方針	1 市章については、合併後新たに定める。 2 市民憲章については、合併後新たに定める。 3 市の木、花については、合併後新たに定める。市の鳥、色については、合併後必要に応じて定める 4 市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については地域の愛唱歌として伝承していく。 5 都市宣言等については、合併後調整する。									
現況	西 条 市	東 予 市	丹 原 町	小 松	町	具体的な調整内容				
市・町章	西条市章 西条の「西」の文字を組み合わせて図案化したもので、市の発展と和を輪型で象徴している。	東予市章 「東予」をかたかなの「トーヨ」で円形に図案化したものである。 2つの円形で市の融和と団結を表わし、併せて限りなき発展を端的に象徴したものである。	丹原町章	発 根、石鎚の三町村の合併を三分 りと三者が支え合って安定感を 角は、小松町有の山林を表すと 最高峰の石鎚山を象徴させて 円満な合併町民性を三角の頂が	角と弧によって、がっち表している。中央の三ともに、国定公園四国いる。全体的に円形は点は町の発展を表す。	市章については、合併後新たに定める。				
	(昭和 26 年 9 月 30 日議決)	(昭和 47 年 9 月 22 日制定)	(昭和49年4月1日制5	(昭和	33年6月 14 日制定)	市民憲章については、合併後新たに				
市·町民憲章	わたくしたちは、水の都西条の市民です。 わたくしたちの西条市は、霊峰石鎚の美しい自 然と清流加茂の水に恵まれ、長い歴史と輝かしい 伝統をもっています。 わたくしたちは、この郷土に誇りを持ち、働く ことに生きがいを、住むことに喜びを感じる理想 のまち西条を築くため、この憲章を定めます。	わたしたちの東予市は霊峰石鎚を仰ぎ瀬戸の海を見わたす道前平野にたくましくのびゆくまちです。 わたしたちは「空青く水清らかな田園工業都市」をめざしてここに市民憲章を定めます。	わたしたちは、恵まれた自然とかがやかしい 統にはぐくまれた丹原町に誇りをもち、より活 と希望にみちた郷土をつくる心のよりどころと てこの町民憲章を定めます。	ל ל		定める。				
	 1.わたくしたちは、自然を愛し、緑と清らかな水を守って、美しいまちにします。 2.わたくしたちは、教育に力をそそぎ、文化のまちにします。 3.わたくしたちは、スポーツに親しみ、健康で明るいまちにします。 4.わたくしたちは、産業を育て生産に励んで、豊かなまちにします。 5.わたくしたちは、隣人を愛し、助け合って暖かいまちにします。 	みんなでそだてよう 花と緑の美しいまちを みんなでつくろう 心のかよう福祉のまちを みんなでめざそう 若さみなぎる健康のまちを みんなできずこう かおり豊な文化のまちを みんなでのばそう 活気あふれる産業のまちを	 豊かな自然をたいせつに住みよい町をつくましょう かおり高い文化を育て教育の町をつくりまょう あたたかい心のふれあう福祉の町をつくりしょう たくましく活気に満ちた産業の町をつくりしょう スポーツに親しみ健康で明るい町をつくりしょう 	t \$						
	【制定時期等】 昭和 46 年 11 月 3 日 市制 30 周年を記念し、市 民から公募したものの中から市民憲章制定委員会 に諮って選定。 昭和 46 年 11 月 3 日制定	【制定時期等】 昭和 52 年 3 月 30 日 市民から公募したものの中から市民憲章制定委員会が選定 昭和 52 年 5 月 28 日制定	【制定時期等】 昭和 61 年 10 月 12 日制定							

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	慣行の取扱い	i	細項目		
事務事業名			専門部会名 総務語	部会 分科会	名 総務分科会
調整方針					
	西条市東予市	丹原	町/	 N 松 町	具体的な調整内容
市・町の木、花等	市 樹 くろまつ(昭和 44 年 1 月 1 日制定) 市の樹 くすのき(昭和 52 年 5 月 28 日制定) 市 花 さくら (昭和 44 年 1 月 1 日制定) 市の花 つつじ (昭和 52 年 5 月 28 日制定)	町の木 かき (昭和 61 年 10 月 町の花 さくら(昭和 61 年 10 月		きつ(昭和 60 年 3 月 12 日制定) Dばき(昭和 60 年 3 月 12 日制定)	市の木、花については、合併後新た に定める。
	市の鳥 カワセミ (平成 2 年 12 月 20 日制定) 市の色 ブルー (平成 2 年 12 月 20 日制定)				市の鳥、色については、合併後必要に応じて定める。
市・町の歌	西条まつりばやし (昭和 54 年度制作) 東予市音頭 (昭和 52 年度制作)	丹原町歌 (昭和 51 年 6 月 30 日 丹原音頭 (昭和 53 年度制作)	引制定) 小松音頭	(昭和 63 年 3 月 13 日制定)	市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については、 地域の愛唱歌として伝承していく。
都市宣言等	世界連邦平和都市宣言(昭和32年12月23日宣言) 暴力追放に関する決議(昭和33年9月30日決議) 交通安全都市宣言 (昭和36年12月26日宣言) 衛生文化都市宣言 (昭和37年12月26日宣言) 次事追放都市宣言 (昭和39年3月12日宣言) 次事追放都市宣言 (昭和47年1月25日宣言) 核兵器廃絶・平和都市宣言 (昭和47年1月25日宣言) 核兵器廃絶・平和都市宣言 (昭和61年3月24日宣言)「ゆとり宣言」に関する決議 (平成3年3月22日決議)人権尊重都市宣言決議について (平成5年9月27日宣言)	シートベルト完全着用宣言 (平成7年6	月 24 日決議) 交通野田 交通 日決議)	(昭和 39 年 9 月 29 日決議) 宣言 (昭和 59 年 12 月 21 日決議) [(昭和 62 年 6 月 29 日決議) [(昭和 63 年 9 月 20 日決議)	都市宣言等については、合併後調整する。

先 例 地 の 事 例

〔篠山市〕

- (1)町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるもの とする。
- (2)宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
- (3)各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。
- (4)各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

〔西東京市〕

- (1)市章は、新市において、調整する。
- (2)市の木、花、鳥は、新市において調整する。
- (3)市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。

〔新潟市〕

- (1)市民憲章は、新潟市の制度に統一する。 ただし、黒埼町民憲章は、黒埼地区の憲章として継承していく。
- (2)市民歌は、新潟市の制度に統一する。
ただし、黒埼町の町民歌については、黒埼地区の愛唱歌として伝承していく。
- (3)「市の木」「市の花」は、新潟市の制度に統一する。 ただし、黒埼町の木については、黒埼地区の推奨の木として伝承していく。

〔徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会〕

- (1)市章、市民憲章、市民歌は、新市において調整する。
- (2)市の花、木は、新市において調整する。
- (3)都市宣言は、新市において調整する。

〔宇摩合併協議会〕

- (1)市章については、新市名の決定後、新市発足までに選定し、新市において告示する。
- (2)市の花、木、鳥については、新市において新たに定める。
- (3)市民憲章については、新市において新たに定める。
- (4) 非核平和都市宣言、交通安全都市宣言、人権尊重都市宣言については、新市において宣言文を統一し都市宣言を行う。その他の都市宣言については新市において調整する。
- (5)祭り等については、新市において地域性を尊重しながら、統一できるものについて は逐次調整する。
- (6)川之江市において宣城市と交わしている友好都市協定については、新市においても これを継承する。